

令和8年度宇和島市果実供給力強化支援事業

令和8年度愛南町果実供給力強化支援事業

チッパ

入 札 要 項 書

えひめ南農業協同組合

令和 8 年度宇和島市果実供給力強化支援事業等・令和 8 年度愛南町果実供給力強化支援事業 チッパーについて、次のとおり入札を実施する。

1 事業実施主体

施 主 名： えひめ南農業協同組合
住 所： 宇和島市栄町港 3 丁目 303 番地
電 話： 0895-22-8151
代 表 者： 代表理事専務 山崎 治紀
担 当 者： 渡邊 浩明
所 属： 営農部 営農企画課

2 物品購入者

名 称： えひめ南農業協同組合
住 所： 宇和島市栄町港 3 丁目 303 番地
電 話： 0895-22-8151
代 表 者： 代表理事専務 山崎 治紀
担 当 者： 渡邊 浩明
所 属： 営農部 営農企画課

3 物品名称

事業年度： 令和 8 年度
補助事業： 宇和島市果実供給力強化支援事業
愛南町果実供給力強化支援事業
物 品 名： チッパー
数 量： 2 台（同一機種を各 1 台ずつ）

4 納品場所

宇和島市三間町宮野下 504 三間営農センター内：1 台
南宇和郡愛南町御荘平城 1986 南宇和営農センター内：1 台

5 納品期限

令和 9 年 3 月 19 日（金）

6 支払条件

物品検収後、適法な支払請求書を受理した日から 1 ヶ月以内に支払う。

7 納品物品条件

別添、仕様書等による。

8 入札等日程

(1) 現場説明会

書類送付による。

(2) 質問書提出

日 時 : 令和8年11月16日(月) 17時迄
場 所 : えひめ南農業協同組合 営農部 営農企画課
方 法 : 書面又は電子メールによる。
E-mail : eino@ja-eminami.or.jp (営農企画課 渡邊 宛)

(3) 応答書交付

日 時 : 令和8年11月19日(木) 17時迄
場 所 : えひめ南農業協同組合 営農部 営農企画課
方 法 : 書面又は電子メールによる。

(4) 見積書(標準)の提出

日 時 : 令和8年11月27日(金) 17時迄
場 所 : えひめ南農業協同組合 営農部 営農企画課
方 法 : 別紙1、「見積書(標準)作成要領」による。

(5) 入札日

日 時 : 令和8年12月9日(水) 10時45分
場 所 : えひめ南農業協同組合本所 会議室(3階)
※業者控室は、応接室(3階)

9 業者の決定方法

別紙2、「入札説明書」による。

10 契約

業者決定後、速やかに契約を交わすものとする。

ただし、請求書は事業ごとに分けて提出すること。(同額のものを2通)

11 入札書記載金額

(1) 入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(2) 契約価格は決定金額に100分の110を乗じた金額とする。

12 検査、運転操作指導及びアフターサービス

所定の仕様書及び約款等による。

13 官庁その他への手続

事業遂行上、必要な諸官庁その他への手続は一切落札業者の負担で行う。

14 記録

事業実施主体の指示によるものとする。

見積書（標準）作成要領

1. 見積書（標準）の作成方法、留意事項等

- (1) 仕様書等に準じて作成すること。
- (2) 見積書に記載する価額は標準価額とすること。
なお、消費税額が分かるように区分すること。
- (3) 見積書には作成日、会社名、代表者名を記入し押印すること。
- (4) 規格、能力等が分かるカタログを添付すること。
- (5) 見積書の様式は任意とする。

2. 提出期限

入札要項書のとおりとする。

3. 提出方法

書面により、提出先まで持参すること。

4. 宛 先

えひめ南農業協同組合
代表理事専務 山崎 治紀

5. 提 出 先

えひめ南農業協同組合
営農部 営農企画課（担当：山本、渡邊）
〒798-0031 宇和島市栄港町3丁目303番地

入 札 説 明 書

入札者は、下記の事項に留意して入札に参加してください。

- 1 刑法に抵触することなく、かつ、独占禁止法等関係法令を遵守し、入札の公正、公平を害するような行為を行わないこと。
- 2 入札者は指定の日時、場所に出席し、指示に従って入札書を提出する。
- 3 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
- 4 入札書には、
 - (1) 入札金額
(日本国通貨によるアラビア数字を用いること)
 - (2) 社名・代表者名・代表者印
(代理人は、委任状に使用した代理人の印鑑を押印すること)
 - (3) 入札年月日
を明記する。
- 5 入札者は、要求に応じて提出できるよう内訳明細書を持参する。
- 6 次の各号に該当する入札書は、無効または失格とする。
 - (1) 入札参加の資格のない者の入札書
 - (2) 代理人で委任状のない者又は、不備のある者の入札書
 - (3) 入札金額を訂正した入札書
 - (4) 必要な事項の記載、押印のない又は、判然としない入札書
 - (5) 同時に2つ以上の入札書を提出した者の入札書
 - (6) 入札に関して不正な行為を行った者の入札書
 - (7) 入札の時間に遅れてきた者又は、途中退室した者の入札書
- 7 次の方法により請負業者を決定する。
 - (1) 入札の回数は3回までとし、3回以内に予定金額内に達した最低価額者とする。
 - (2) 同額入札書提出は抽選とする。
- 8 入札参加業者は、連合して会合するなど疑惑を招く行為を慎むこと。もし、事実が判明した場合は、指名の取り消し及び入札の執行を中止することがある。また、契約締結後であっても、不正の事実が判明した場合には契約を解除することがある。
- 9 入札に当たっては、仕様書、関係書類及び現場等を熟知したうえで、見積を行い、適正な価格で入札すること。
- 10 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。